

## 消費者被害防止等連絡会議運営要領

### (目的)

第1 新潟県、新潟県警察本部相互間の連携を強化することにより、不当な取引行為等による消費者トラブルや被害の未然防止対策、救済対策等の推進に資することを目的に、消費者被害防止等連絡会議を設置する。

### (協議事項)

第2 会議は、次の事項を協議する。

- (1) 消費者からの苦情相談に関する事項
- (2) 消費者啓発の推進に関する事項
- (3) 各種会議、研修会等の講師の相互派遣に関する事項
- (4) その他目的達成のための必要事項

### (会議の構成)

第3 会議は、次に掲げる者により構成し、必要に応じ、他の関係機関の参加を求めることができるものとする。

新潟県警察本部警務部広報広聴課長  
新潟県警察本部生活安全部生活保安課長  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課長  
新潟県総務部県民生活課長  
新潟県消費生活センター所長

### (会議の開催)

第4 会議は、必要に応じ随時開催する。

### (情報等の取扱い)

第5 会議における情報、資料等の取扱いについては、個人のプライバシーの保護及び事業者の営業自由の原則の尊重に十分配慮するものとする。

### (会議の事務等)

第6 会議の議長は県民生活課長とし、会議の事務は県民生活課が担当する。

### 付 則

この要領は、昭和62年6月1日から実施する。

この要領は、平成2年4月1日から実施する。

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

この要領は、平成6年11月1日から実施する。

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

この要領は、平成17年9月9日から実施する。

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和4年4月1日から実施する。